

街にいろどりを。人にときめきを。

静鉄グループ

運輸安全報告書

2017 年度



静鉄ジョイステップバス株式会社

本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P. 1
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	P. 2
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P. 3
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P. 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	P. 5～
6. 輸送の安全に関する計画および実績	P. 8～
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P. 24
8. 各種表彰関係	P. 25
9. 安全管理規程・安全統括管理者	P. 26～
10. 事故、災害に関する報告連絡体制	P. 32
一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書	P. 33～

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全輸送方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
静鉄グループの
「安全・安心・快適のあくなき追求」
という経営理念のもと、
旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、
絶えず事故防止活動
を継続することを誓います。

私たちの運転行動は、「**認知**・**判断**・**操作**」であり、
そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を
秘めています。

- 常に正しい「**認知**」をするために社員は、
健康管理を確実に行います。
- 常に適切な「**判断**」をするために社員は、
交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な「**操作**」をするために社員は、
車両を確実に点検し、訓練によって
運転技術を磨きます。

制定日 2016（平成28）年12月15日

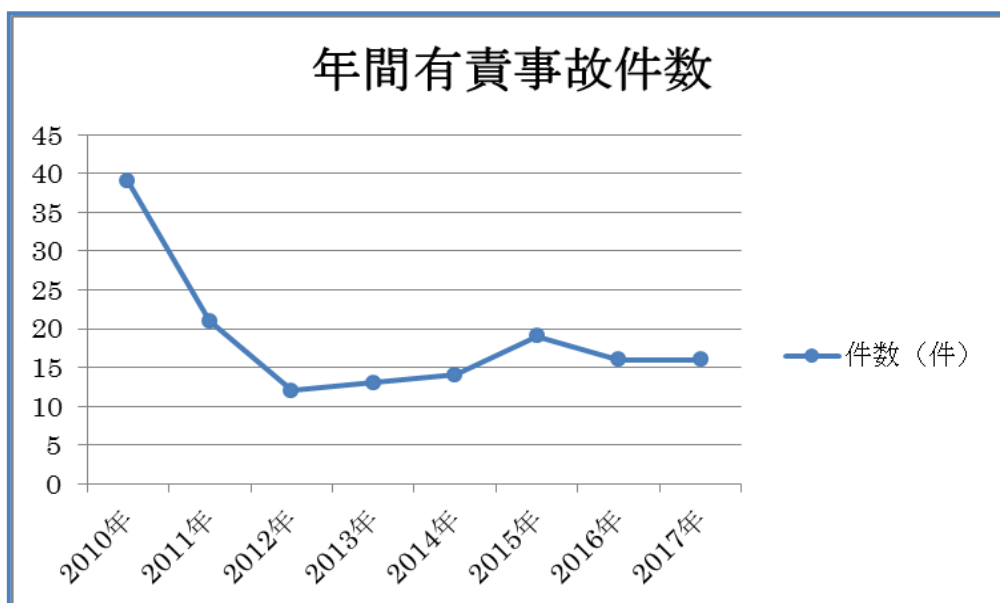
代表取締役社長 八木 善一郎

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

目 標		事故件数	達成状況
重大事故件数 (静岡運輸支局報告)	0件	0件	○
人身事故件数	0件	1件(車内事故)	×
年間有責事故件数※	10件以内	16件	×
年間事故防止目標に 起因する事故 (駐車場内における後退時 の物損事故の半減)	3件	7件	×

※ 年間有責事故件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
件数(件)	39	21	12	13	14	19	16	16



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2017年4月1日から2018年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

2017年度	
交通事故	1件（車内事故）※
車両故障	0件

※自動車事故報告規則第2条（7）に該当

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

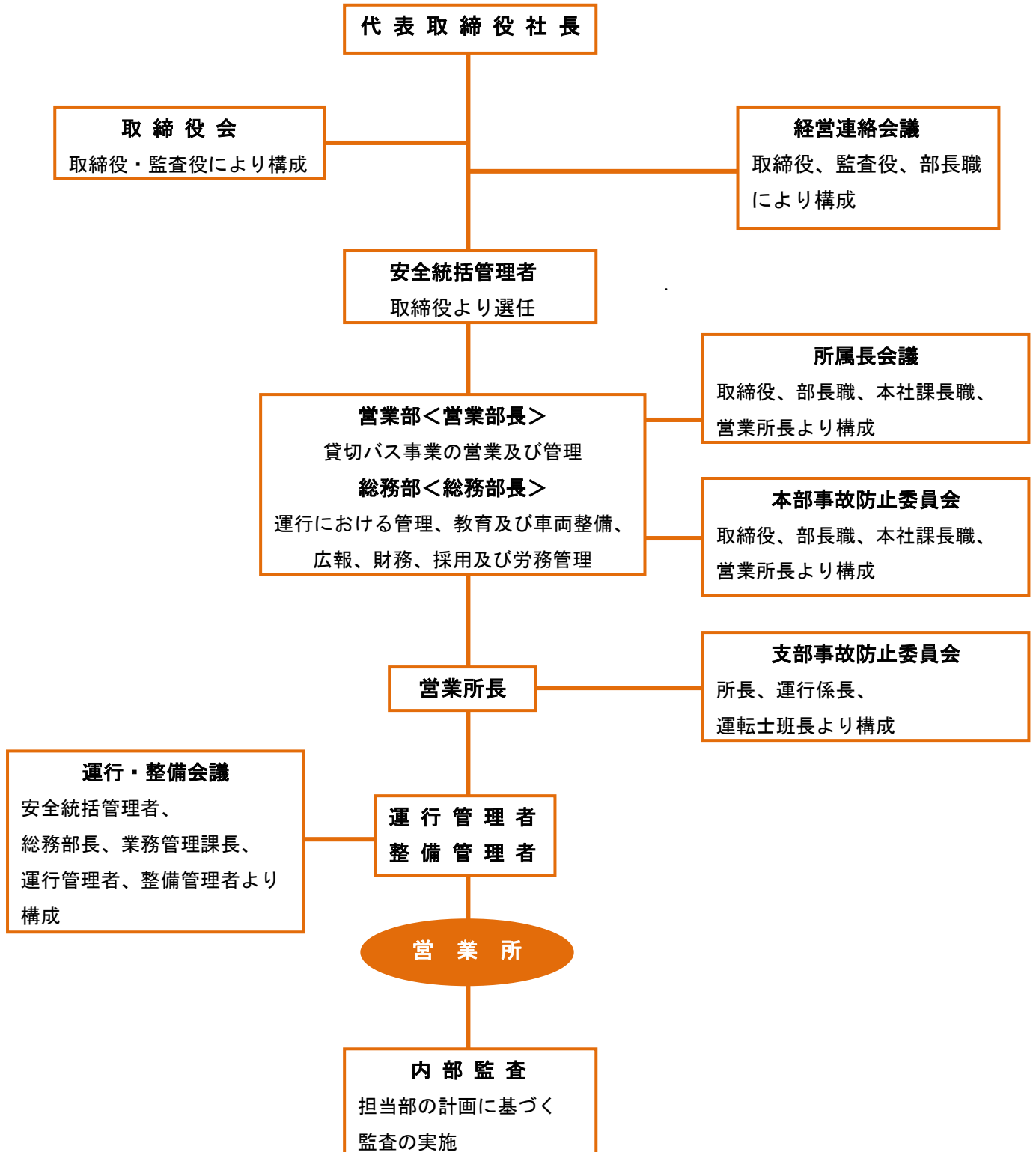
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反があったもの
- (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもので等

（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第2号又は第3号）

注2：11日以上治療を要する傷害（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第4号）

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統



5. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定めて実施してまいりました。

年間事故防止目標

駐車場内における後退時 物損事故の半減

年間事故防止施策

1. 安全行動の確実な実施

- 指差呼称の徹底（「左・前よし、右よし、車内よし、発車」）
- 後退時の確認動作の徹底（ハザードランプの点灯、窓を開けての確認、狭小地での下車確認）
- 出発時の車両周回確認
- 支部事故防止委員会の確実な実施

2. 情報の敏速化

- 事故時ドライブレコーダー映像の点呼場での放映
- メールを活用しての敏速な対応
- 事故情報開示の徹底

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

営業所	事故防止目標
静岡営業所	安全不確認による事故ゼロ
焼津営業所	基本動作を確実にいき、ヒューマンエラーの撲滅
掛川営業所	指差確認と歯止めの徹底

年間基本重大事故撲滅5項目の徹底

1. 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う。

2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする。
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)

3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。

5. 危険を予知した時の操作

すぐに停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。

※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

防衛三原則の徹底

1. 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2. 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって譲り合いの精神で進んで避譲する。

月間事故防止目標

時 期	目 標	達成状況
4月	子どもと高齢者に対する事故撲滅 新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるためよく確認・注意	○
5月	追突事故撲滅 梯団輸送時、車間距離保持の徹底	○
6月	梅雨期・降雨時の事故撲滅 視界が悪くなるので早めの点灯 路面が滑りやすくなるので速度を落とし、十分な車間距離の確保	○
7月	業務用無線の活用による運行ミスの撲滅 複数仕業の場合、次仕業時に入る前に、無線の届く範囲で配車・出発時間の確認	○
8月	歩行者、二輪車の追い越し時の事故撲滅 追い越し時1m以上の間隔をあける、追い越しが終了するまで目を離さない	○
9月	交差点、横断歩道における事故撲滅 右折時は交差点中央にて一時停止後最徐行で進行する 左折時はハンドルを切る手前で一時停止後、最徐行で進行する	○
10月	渋滞、混雑時の防衛運転 防衛三原則の徹底	○
11月	夕暮れ時早めのライト点灯 16時からヘッドライト点灯の徹底 夜間は速度を落とし先行車や対向車がない場合はハイビームを活用	○
12月	アルコール異常値ゼロ 忘新年会の際のアルコール分解時間の確認	○
1月	雪道走行・凍結箇所の事故防止 出発前の確実な点検（チェーン積み込み確認） スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン装着を行う	○
2月	道路状況の早期確認 渋滞、山間部降雪時等による道路状況変化の早期確認に努める	○
3月	健康に起因する事故の撲滅 風邪等に注意し、常に健康状態を保てるよう体調管理に努める	○

6. 輸送の安全に関する計画および実績

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

1. 経営トップによる職場巡視

当社の代表取締役社長が、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所の3営業所において、双方コミュニケーション・意見交換を目的とし、職場巡視を行いました。

実施日	2017年4月28日（金） ほか随時
場 所	本社、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所
参加者	杉山所長、井柳所長、増田所長



※職場巡視のほか、社長による従業員の個人面談を実施しております。

(2017年度：25名 累計：116名)

2. 安全統括管理者による職場巡視

当社安全統括管理者が各営業所へ出向き、所属長及び運行管理者に各営業所への事故防止対策を指導するとともに法改正等の重要な事項を伝達しました。

また、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」11項目に沿った教育の進捗状況の確認・指導を実施しました。

実施日	2017年6月27日(火)、10月4日(水)、1月29日(月)
場 所	静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所
参加者	杉山所長、井柳所長、増田所長、各営業所運行管理者

3. 定例会議での事故防止関係

1. 所属長会議

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長			
実施日	4月25日	5月22日	6月21日	7月26日
	8月23日	9月28日	10月25日	11月24日
	12月22日	1月26日	2月23日	3月23日

2. 本部事故防止委員会

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長			
実施日	4月 7日	5月 8日	6月 9日	7月7日
	8月14日	9月11日	10月13日	11月9日
	12月 8日	1月26日	2月 9日	3月9日



本部事故防止委員会

<目的>

- 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させること
- 更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるための、再発事故防止に必要な見直し・改善を行うこと

本部事故防止委員会

本年度からヒヤリハットおよび危険運転事例について、各営業所長よりドライブレコーダーを活用した報告を受け、経営トップ・安全統括管理者をはじめとする管理職より助言・指導等を受ける体制とし情報共有を図りました。

3. 支部事故防止委員会

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
参加者	所長・運行係長・運転士		
実施日	5月11日 7月12日 12月14日 1月5日	6月20日 10月5日 6月21日 12月28日 3月3日	5月20日 6月6日 7月21日 8月3日 12月19日 1月4日
別途 班別会議	10回	4回	4回

4. 全運転士への個人面接指導

営業所長による個人面接（年4～6回）

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
適性診断受診後の指導	25名	16名	13名
定期健康診断の結果に基づく指導	60名	70名	38名
運転記録証明書申請後、 違反者に対する指導	5名	3名	4名

5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

運輸安全マネジメントに関する内部監査

経営トップと安全統括管理者に、運輸安全マネジメント14項目に沿ったインタビューを行いました。

実施日	2018年 1月31日(水)
代表者	代表取締役社長 八木善一郎
安全統括管理者	取締役営業部長 池田 博久
内部監査チームリーダー	総務部長 武田 真一
内部監査員	営業部営業管理課副課長 中村 公彦 総務部業務管理課 天野 恵
評価すべき事項	①後退時操作マニュアルの作成や社長通達発令等、 経営トップの主体的関与 ②ISO39001 取得に向けた 新たな観点からの安全管理体制への取り組み ③他社見学及び外部講師講習会実施による 安全に対する意識レベルの向上 ④重大事故想定訓練の実施による 新たな安全管理体制の構築
期待すべき事項	①社内におけるボトムアップ式情報収集、意思伝達方法の 見直しによる 職場環境の改善 ② ドライブレコーダーを活用した指導による事故防止対策の改善 ③さまざまな状況を想定したより 実践的な重大事故訓練の実施計画

内部監査（今年度該当事項があった監査）

	実施日	
	2017年 8月21日（月）	2018年 2月27日（火）・28日（水）
場 所	3営業所	3営業所、営業課静岡、営業課掛川
対 象 者	営業所長3名	営業所長3名、営業課庶務担当者2名
監 査 員	総務部総務課長、業務管理課課員	総務部総務課長、業務管理課課員
監査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設された運輸規則第69条への対応状況 ①苦情の記録 ②運送引受書の写し ③損害賠償措置を講じていることを証する書類 ④点呼の記録 ⑤乗務記録 ⑥運行記録計による記録 ⑦事故の記録 ⑧運行指示書 ⑨乗務員台帳 ⑩指導監督の記録、適性診断実施の記録 ⑪点検整備記録 ⑫労働基準法第36条の協定書 ⑬労働基準法第89条の就業規則 ⑭労働者名簿 ⑮健康診断結果の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上期内部監査において改善実施された事項について
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録の修正を行う際は修正テープ・消えるインク等は使わず、二重線と訂正印を使用するよう、乗務員に周知。 ● 損害賠償を講じていることを証明する書類は、証書の写しを営業所に保管し、原本は本社で管理することを再度確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 修正テープ・消えるインクを使用すると、修正前の記述が見えなくなってしまう旨を文書とし、各営業所の乗務員に確認を促した。 <p style="text-align: right;">（2018年3月31日 是正完了）</p>

乗務員出勤時・点呼執行時における監査

実施期間	2017年 5月 2日（火）から 5月29日（月）まで 計6回 2017年 9月14日（木）から 10月20日（金）まで 計11回
実施場所	各営業所
対象者	運転士、ツアーガイド、点呼執行者
監査項目	運行前車両点検、アルコールの有無 健康状態確認、携行品、 身だしなみ、厳正な点呼執行確認
指導項目	SAS（※1）対象者へのCPAP（※2）の装着確認 安全運転コンクール期間でのリボン着用の徹底 点呼時における点呼執行者による免許証の両面確認の 実施



※1 睡眠時無呼吸症候群

※2 睡眠時無呼吸症候群の治療器

睡眠時に鼻へ装着し、空気を送り込むことで気道押し広げてのどの塞がりを防ぎ、睡眠時無呼吸を予防するもの。

出先監査

実施期間	2017年11月29日（水） 12月11日（月）
実施場所	高速道路（SA・PA等）
対象者	運転士、ツアーガイド
監査項目	身だしなみ （制服・制帽・胸札・車内名札・靴・靴下） ミーティング態度、喫煙マナー 私語、出発時の挨拶 お客様に対しての態度・言葉遣い、 輪留め、タイヤ点検、 指差確認、業務用無線の活用 等
指導項目	踏み台の設置 サービスエリアにおけるお客様誘導時の 乗務員の立ち位置 上記2点を該当者に直接指導





運輸の安全に関する運行保安監査

実施日	2017年 7月 4日 (火)
対象	静岡営業所
監査会社	SOMPOリスクケアマネジメント株式会社
調査内容	点呼場としての環境 点呼執行状況
指導/改善項目	姿見（ミラー）及び点呼時の立ち位置を示す足型の設置 電波時計を点呼・運転士の両名から確認できる位置へ設置 「点呼場」の表示を拡大 上記事項の是正完了（2017年7月）

6. 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

実施日

2017年 9月 1日 (金)

実施部所 (本社・静岡営業所・焼津営業所・掛川営業所)

訓練想定

9月1日午前8時00頃、駿河湾を震源地とするマグニチュード8の大規模な地震が発生、静鉄ジョイステップバス営業エリア全域で震度6弱となり、甚大な被害が発生するとともに、沿岸地域において大津波による被害も発生した。

訓練項目

- ① 緊急地震速報受信後、各営業所へ伝達
- ② 本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練
(本部・支部とも係員以外にも連絡網にて連絡をする)
- ③ 地震発生直後における災害応急対策の実施 (対策本部・対策支部の設置)
- ④ 運行車両との情報伝達訓練
- ⑤ 各支部内の防災設備の点検整備
- ⑥ 各支部従業員の一時的避難訓練
- ⑦ 地震災害時に備えた非常持ち出し品の点検及び確認
- ⑧ 本部・支部情報伝達訓練 (被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化)

※緊急避難訓練終了後に、発煙筒・バス車内の非常口からの脱出訓練の実施

課題

- 定例化した防災訓練日以外にも防災訓練実施日を設定し、従業員の突発的な訓練実施に対する対応力を向上させる。

※次年度以降は年に2回の防災訓練を予定。



避難訓練



発煙筒訓練

7. 重大事故想定対策訓練

実施日

2017年 8月 25日（金）

訓練想定

8月25日（金）午前9時に、牧之原SA下りにて、衝突事故が発生した。
乗務員の体調不良によるものとされ、怪我人も発生している。

訓練項目

- ① 乗務員・営業所・本社間における連絡訓練
（被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化）
- ② 本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練
- ③ 運行車両との情報伝達訓練
- ④ お客様対応の想定
- ⑤ 運輸支局報告とマスコミ対応の検討

課題

- 社内の情報伝達訓練のみであったため、次年度以降は実車での訓練を実施予定。
車両からのお客様誘導訓練等もあわせて実施の予定。
- 訓練項目⑤の運輸支局報告について、報告用の雛形が準備されていなかった為、
作成を行い、早急な対応が取れるよう改善。（2017年9月完了）



8. 雪上訓練

実施日	2018年 1月 9日(火)～10日(水)
訓練地	白馬佐野坂、白馬五竜、八方、柵池、白馬コルチナ国際
参加者	17名(乗務員、整備士、業務管理課長)
内容	道路状況の把握、チェーン着脱訓練、積雪及び凍結道路の走行訓練、登坂・降坂路の走行訓練、寒冷地における車両の取り扱い、スキー場の位置・施設などの確認(実技・座学)
課題/改善項目	運転士によりチェーンの扱いに得手・不得手が見受けられた 訓練後、各営業所にて未熟者に対する指導を運転士班長より実施



チェーン着脱訓練

9. 旅客交通安全研修の実施

日 程	2017年 4月 3日(月)～4日(火) 9月19日(火)～9月21日(木)の2班で実施
場 所	茨城県ひたちなか市 自動車安全運転センター
参 加 者	各回5名(運転士、運行管理者)
内 容	運転適性検査(CRT)、交通心理学、車両の特性、 日常点検、基本走行、ブレーキング、スキッド走行、課題走行 (9月分の研修においては上記に加え、 高速周回路走行、信号回避、夜間研修を実施)
課題/改善項目	営業所長推薦によって研修への参加者を決定していたが、 次年度以降の研修については参加者の人選を本部事故防止委員会で 決定し、研修の有効性向上を図ることとした。

10. 従業員全体講習会

実施日	2017年 4月 5日(水)、 4月13日(木) 2017年12月21日(木)、12月26日(火)
場 所	かわはら会館、男女共同参画センターあざれあ
対象者	乗務員を含む全従業員
指導員	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 花島講師
内 容	【4月】 改正道路運送法を含む貸切バス事業者への規制強化 ドライブレコーダーを活用した安全教育 ヒューマンエラー対策に基づく事故防止 【12月】 バス事業を取り巻く環境の変化・関係法令 事故予防のための安全週間 事故に伴う責任と初期対応 点呼執行状況の監査結果について
課題/改善項目	●不参加者に対しては資料及び映像について後日各営業所で 個別教育を実施した。 ●次年度以降は自社で発生したドライブレコーダー映像に 基づいたヒヤリハット情報を共有することとした。



4月講習会



12月講習会 グループワーク

11. 2018年度入社予定ツアーガイドへの安全運行講習

ツアーガイド業務以外においても、保安要員としての知識や技術を習得させるために実施をしております。

実施日	2018年3月20日（火）
場 所	本社3階第2会議室、駐車場
参加者	2018年度入社予定ツアーガイド5名
指導員	総務部業務管理課 鈴木
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●貸切バス事業者安全性評価認定制度 ●シートベルト装着案内 ●大型バスの動き（死角・内輪差・外輪差） ●車両誘導時の事故事例 ●緊急時の動き （非常ドア開閉・消火器・発煙筒・三角板・赤旗） <p style="text-align: right;">等</p>

12. 救命救急講習会

1名でも多くの従業員が人命救助を行う為、継続的に静岡市消防局より救命救急に関する指導を受けております。

実施日	2018年1月15日(月)
場所	かわはら会館
参加者	45名(本社従業員7名・運転士24名・ツアーガイド14名)
指導員	静岡市消防局 救命救急指導員 5名
講習項目	心肺蘇生法、異物除去法、止血法 自動体外式除細動器(AED)の使用



13. 整備講習会

実施場所	実施日	参加人数	内容
静岡営業所	12月21日(木)	10名	日常点検監査 クリップボルトの弛緩点検 車両装備品の確認
焼津営業所	12月25日(月)	7名	日常点検 クリップボルトの弛緩点検
掛川営業所	12月19日(火) 1月4日(木)	10名 8名	日常点検の重要性

次年度以降も整備士による立会検査を実施し安全運行に努めるとともに車両故障の予防に努めます。



14. 高齢（シニア）運転士への特別指導

65歳に到達した運転士は適齢診断を受診し、その後は3年に1度の頻度での受診が法令で定められておりますが、当社では2年に1度の受診を行っております。

実施日	2018年 3月12日(月)
場 所	本社第2会議室
対象者	65才以上の運転士
指導員	大畑業務管理課長
講習内容	事故を起こす人の特徴・対策 動体視力の低下自覚とコメンタリー運転(※1)の推奨 健康管理について

※1 刻々と移り変わる交通の状況を「声を出す」
ことによって安全意識を高める運転方法



15. 社内飲酒運転防止の取り組み

①アルコールインストラクターの養成

特定非営利活動法人ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）の企画・実施によるASK飲酒運転防止インストラクター養成講座を、4名が受講し、資格を取得致しました。現在19名の従業員が資格を取得しておりますが、今後も継続的に受講を促し、社内でのアルコールへの意識向上を図ります。

②社長による従業員の家族への呼びかけ

アルコール習慣の削減には家族の協力が不可欠との判断の基、代表取締役社長が本年度6月、11月の給与袋にご家族宛の手紙を封入しました。手紙において、ご家族にアルコール習慣削減への理解・ご協力をお願い致しました。

③アンケート調査と結果の発表による啓蒙

5月に従業員に対して飲酒習慣に関するアンケートを行い、結果を各所属長・全従業員に共有することで、飲酒習慣への意識向上を図っております。

16. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーへの参加

運輸安全マネジメントに関するセミナーの参加者は下記のとおりです。

- 運輸安全マネジメント 内部監査セミナー 1名受講
(2017年 9月21日 国土交通省主催)
- 運輸安全マネジメント ガイドラインセミナー 1名受講
(2017年11月13日 MS&ADインターリスク総研株式会社主催)

17. ISO39001取得に向けての取り組み

2018年1月より、ISO39001の取得に向けて取り組みを行っております。

ISO39001とは

交通事故の死者や重大な負傷者を減らすことを目的に、道路交通安全のために様々な組織が取り組むべきマネジメントシステムの要求事項を定めています。

交通事故への対策として以下の年間目標を設け、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）による審査を受ける予定であります。

2018年度RTS目標

- ① 交通事故による死亡、重大な負傷者の撲滅・・・・・・・・・・0件
- ② 物損事故の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・9件以内
- ③ 健康起因事故の撲滅・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件



7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

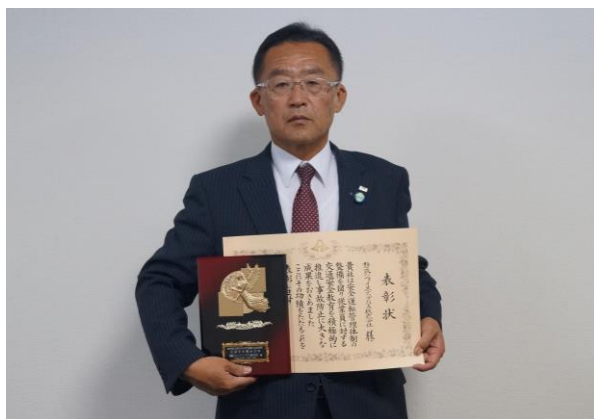
2017年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：円 税抜)

対 象	主 な 項 目	金 額
3 営業所	新車バス購入 (4 両)	105,800,000
3 営業所	ドライブレコーダー搭載 (27 両)	4,966,300
3 営業所	補助席シートベルト取付 (29 両)	20,751,120
3 営業所	定期健康診断 特定業務健診 (深夜業)	2,535,029
全体	全体講習会、管理職研修会	1,693,185
3 営業所	運転技術研修参加費 (10 名)	613,889
3 営業所	SAS簡易検査 (47 名)	235,000
3 営業所	運転士無事故報奨金	2,820,000
全体	運転記録証明書 (150 名)	94,500
3 営業所	営業所無事故報奨金	70,000
3 営業所	飲酒運転防止インストラクター養成講座受講 4 名	68,519
全体	ストレスチェック	377,000
本社 静岡営業所	ISO39001 取得に伴うコンサルタント料	925,926
合 計		140,950,468

8. 各種表彰関係

- 平成29年度静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰 1名受賞
- 平成29年度静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 2名受賞
- 平成29年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部 支部長表彰 4名受賞
- 平成29年度静岡県バス協会 会長表彰 6名受賞
- 第54回静岡県自動車連合会安全運転コンクール
 (第60回静岡県下バス事業安全運転コンクール)
 一般社団法人静岡県バス協会会長表彰 3営業所受賞
- 平成29年度ふじのくに交通安全県民大会
 静岡県交通安全対策協議会会長表彰 団体表彰



平成29年度 ふじのくに交通安全県民大会



第54回静岡県自動車連合会安全運転コンクール

9. 安全管理規程・安全統括管理者

1. 安全管理規程

安全管理規程

2013（平 25）年 10 月 1 日制定

2017（平 29）年 5 月 12 日改訂

目次

第 1 章 総則

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車事業運輸規則第 47 条の 4 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 3 条

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表するものとする。

(安全輸送方針)

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追求」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。

私たちの運転行動は「認知・判断・操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実にを行います。

常に正しい判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- (1) 会社全体の年間目標
- (2) 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置

を講じる。

3. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条

1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育および車両整備担当」(以下「以下担当部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条

1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標および第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- (6) 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第三条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙「緊急体制連絡網」により行う。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報

告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

（輸送の安全に関する教育および研修）

第 14 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条

1. 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 16 条

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第 17 条

1. 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対し公表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(総件数および類型別の事故件数)

- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
 - ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
 - ⑫ 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
 - ⑬ 事業用自動車に関わる情報
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

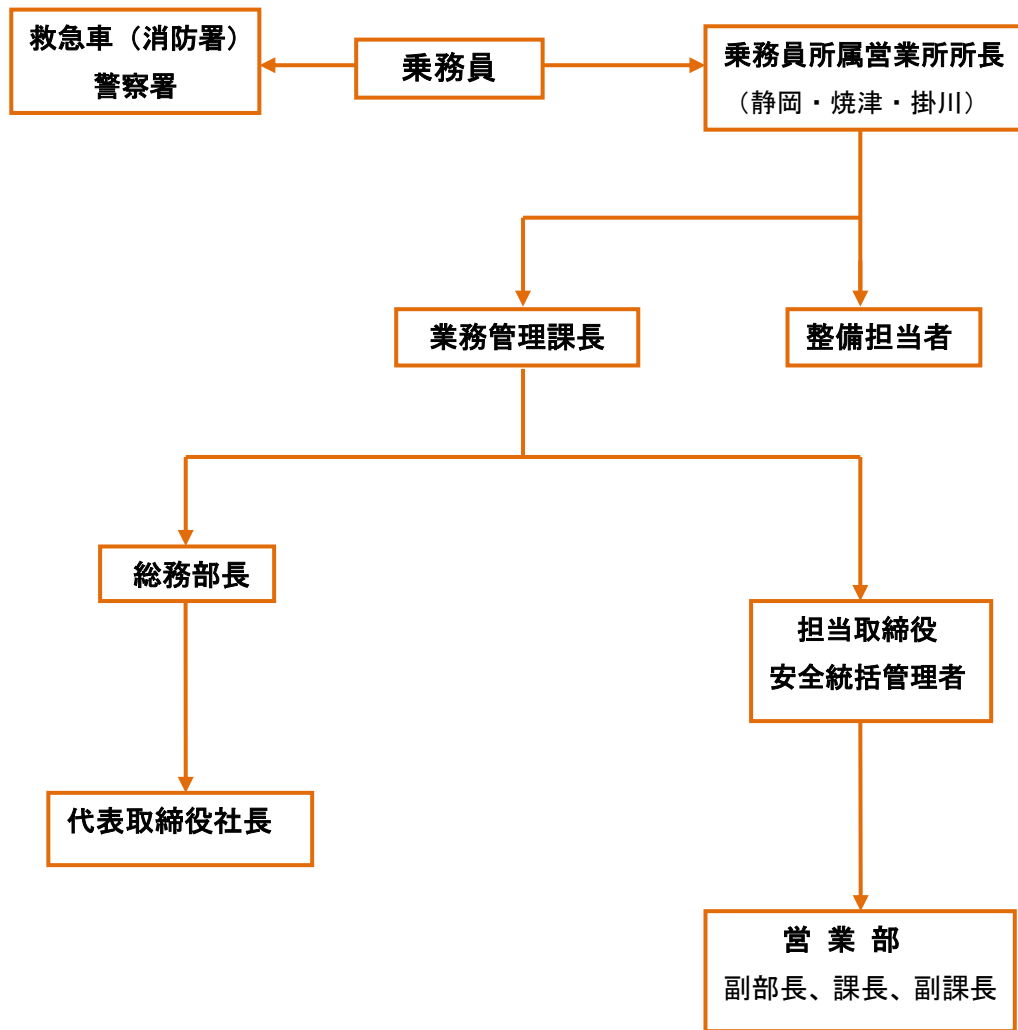
第18条

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役が報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

2. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第4項の規定により、2013年10月1日に**当社取締役営業部長**を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制



一般貸切自動車運送業者安全情報

報告年度	2017年度（平成29年度）
事業者名	静鉄ジョイステップバス株式会社
代表者	代表取締役社長 八木 善一郎
許可年度	1991年度（平成3年度）
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業
主たる事業所住所	静岡県静岡市駿河区下川原南2番30号
報告担当者	総務部担当部長兼業務管理課長 増田宗之
担当者連絡先	054-686-0800
営業所一覧	<p>【静岡営業所】 静岡県静岡市駿河区下川原南2番30号</p> <p>【焼津営業所】 静岡県焼津市塩津294-5</p> <p>【掛川営業所】 静岡県掛川市葛川452-1</p>
車庫数	3棟（上記3営業所）
休憩、仮眠施設	同上
届出運賃	公示運賃
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会
安全管理規程	設定有り 国土交通省への届出有り
運輸安全マネジメント	評価有り
セミナー受講	有り
教育、研修回数	<p>【静岡営業所】 運転者 8回 研修 2回 運行管理者 4回 研修 2回 整備管理者 1回 研修 0回</p> <p>【焼津営業所】 運転者 8回 研修 2回 運行管理者 4回 研修 1回 整備管理者 1回 研修 1回</p> <p>【掛川営業所】 運転者 8回 研修 2回 運行管理者 5回 研修 1回 整備管理者 1回 研修 0回</p>

正社員乗務員数	静岡23名 焼津13名 掛川10名
正外乗務員数	静岡16名 焼津7名 掛川4名 (配属前3名含)
正社員平均勤続年数	静岡11年 焼津8年 掛川6年
平均給与水準	B
運行管理者選任数	静岡4名(補助6名) 兼務1名(兼務6名) 焼津4名(補助7名) 兼務1名(兼務7名) 掛川4名(補助3名) 兼務1名(兼務3名)
整備管理者選任数	静岡1名 焼津1名 掛川1名 *補助者0名
保有台数	85台 静岡 大型29 中型6 小型5 計40 焼津 大型19 中型3 小型1 計23 掛川 大型17 中型4 小型1 計22
最新車齢	大型 平成29年式 中型 平成21年式 小型 平成16年式
最古車齢	大型 平成3年式 中型 平成8年式 小型 平成13年式
ドライブレコーダー装着車両台数	大型65 中型13 小型7(全車装着)
デジタルタコグラフ搭載車両数	大型65 中型13 小型7(全車搭載)
ASV搭載車両数	大型11 中型0 小型0
主たる運行形態	観光輸送(昼間) *全車共通
保険の加入情報	対人無制限 対物300万 *全車共通

今後も「運輸の安全安心」に、
役員・従業員が
一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部総務課 (054) 257-7600

2017年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

総務部 業務管理課

〒421-0117

静岡市駿河区下川原南2番30号

<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2018年6月発行